

是正請求事案（財政情報に関する是正請求(財政課)事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和2(2020)年11月12日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 財政情報に関する是正請求(財政課)事案

答申日 令和2(2020)年11月5日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

- 1 是正請求人は、多治見駅南地区市街地再開発工事が始まっているが、財政に関する情報を記した看板の設置が確認できなかった。
- 2 そのことから是正請求人は、令和元年12月26日、多治見市長に対し、次に掲げる事項を求める是正請求をした。

「多治見市の財政に関する提言」（平成14年8月）に従って、市は、財政に関する情報を記した看板を設置することを決定して実施してきた。多治見駅南地区市街地再開発工事においては、財政に関する情報を記した看板を確認できないため、設置すべきである。

第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

市は、市政運営の透明化を図るとともに、市民の市政への参加機会を拡充することを目的として事業のコストを表示している。市には「事業のコスト表示につ

いて」（以下「内部ルール」という。）があり、市が発注する一定金額以上の工事は、そのコスト表示のため看板を設置することとしている。しかし多治見駅南地区市街地再開発の工事請負契約については、多治見駅南地区市街地再開発組合が発注した工事であり、内部ルールの対象とはなっていないため、看板を設置しないことが違法や不当であったとは認められない。

審査会の付帯意見

本審査会では、次のとおり意見を述べるものである。

多治見駅南地区市街地再開発は、多額な補助金を拠出している事業であること、第7次多治見市総合計画後期計画で主要事業に挙げられていることから、市民の関心が高い事業であるといえる。よって積極的な情報公開に努めるべきであるという内部ルールの趣旨に照らすと、多治見駅南地区市街地再開発組合に看板の設置を依頼することを検討されたい。

また当該事業のように市と民間企業が共同で実施する事業が増えている状況を踏まえ、市が公表する財政状況のあり方も、こうした変化に対応していかなくてはならないと考えるため、内部ルールの見直しが望ましい。